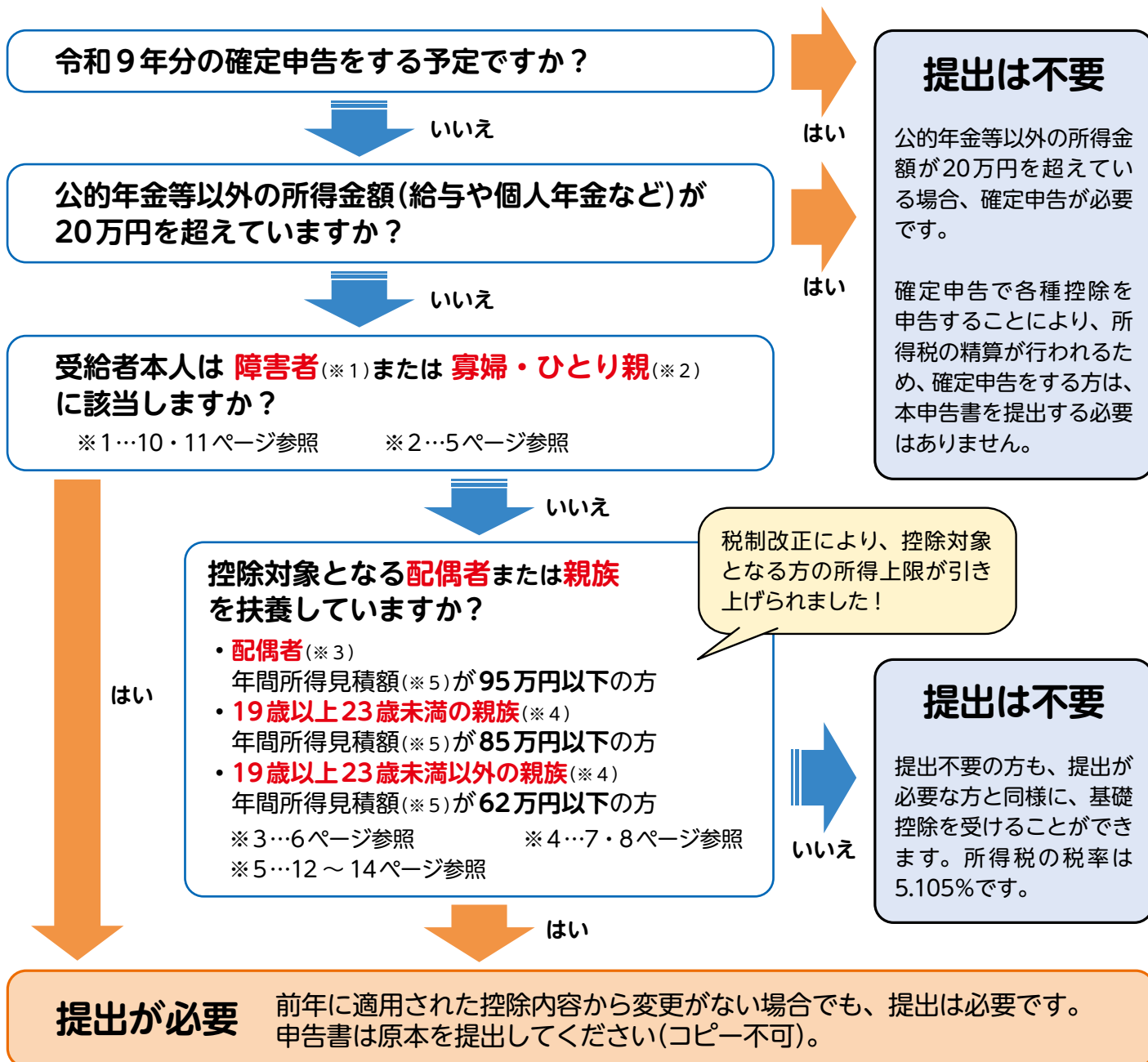


令和9年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き

税制改正により、扶養親族等申告書の送付対象が住民税の課税対象者にも拡大されました（詳細は4・5ページを参照）。

下の図を参考に、「令和9年分 扶養親族等申告書」の提出が必要かどうかご確認ください。



目次

1 記入方法	2・3ページ
2 記入・訂正の仕方、留意事項	3ページ
3 令和8年度税制改正による変更点	4・5ページ
4 寡婦控除・ひとり親控除(A欄)	5ページ
5 控除対象となる配偶者(B欄)	6ページ
6 控除対象となる扶養親族等(C欄)	7・8ページ

7 国外に居住する控除対象となる配偶者 または扶養親族等(B・C欄)	9ページ
8 障害者控除(A・B・C欄)	10・11ページ
9 所得見積額の計算方法(A・B・C欄)	12～14ページ
10 源泉徴収税額	15ページ
11 お問い合わせ先のご案内	16ページ

1 記入方法

令和8年分の源泉徴収税額で適用されている控除内容を、該当項目にあらかじめ印字しています。
控除の申告にあたっては、令和9年12月31日時点を想定して記入してください。

神田税務署長、各市区町村長 殿

① 令和 8 年 10 月 20 日提出

令和9年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

資料	年金証書番号	元年	種別	基礎年金番号
33	12345678	509	99	1234-567890

《障害者控除を申告する場合》
該当する要件に○をつけ、等級などの必要事項を記入してください。

A欄

A欄 受給者本人

フリガナ	コウリツ タロウ
氏名	公立 太郎
代筆者氏名	(受給者との続柄)
電話番号	011 (1234) 5678
性別	男
生年月日	昭和35年 12月 12日

障害者控除の要件	身体手帳 1級	精神手帳	療育手帳	障害区分	普通障害
配偶者との離別事由(○は1つ)	1 死別	2 離婚	3 生死不明	4 未婚(ひとり親のみ)	
所得見積額	900万円超える	500万円以下			

B欄・C欄

B欄 控除対象となる配偶者

フリガナ	コウリツ ハナコ
氏名	公立 花子 華子
個人番号(マイナンバー)	*** 申告済 ***
生年月日	401002
所得見積額	0円～62万円
障害者控除の要件	身体手帳 3級
障害区分	普通障害

所得見積額	0円～62万円	62万円超 95万円以下	95万円超
所得見積額	0円～62万円	62万円超 95万円以下	95万円超
所得見積額	0円～62万円	62万円超 95万円以下	95万円超

C欄 源泉控除対象親族・扶養親族

フリガナ	コウリツ イチロウ
氏名	公立 一郎
個人番号(マイナンバー)	*** 申告済 ***
生年月日	150402
所得見積額	0円～62万円
障害者控除の要件	身体手帳 3級
障害区分	普通障害

所得見積額	0円～62万円	62万円超 95万円以下	95万円超
所得見積額	0円～62万円	62万円超 95万円以下	95万円超
所得見積額	0円～62万円	62万円超 95万円以下	95万円超

フリガナ	コウリツ キョウコ
氏名	公立 京子
個人番号(マイナンバー)	012345678901
生年月日	120424
所得見積額	0円～62万円
障害者控除の要件	身体手帳 3級
障害区分	普通障害

所得見積額	0円～62万円	62万円超 95万円以下	95万円超
所得見積額	0円～62万円	62万円超 95万円以下	95万円超
所得見積額	0円～62万円	62万円超 95万円以下	95万円超

《新たに申告する場合》
必要事項を全て記入してください。

《削除する場合》
就職や死亡等により扶養親族として申告しない場合は、該当する欄全体を[X]で消してください。

フリガナ	
氏名	
個人番号(マイナンバー)	
生年月日	
所得見積額	
障害者控除の要件	
障害区分	

所得見積額			
所得見積額			
所得見積額			

D欄 備考

B欄・C欄に記載した方の住所が「2 別居」「3 国外」の場合は、その方の氏名・住所を記入

公立 京子
東京都 ○○区 △△町/2-345 □□ホーム

E欄 住民税に関する事項

B欄・C欄に記載した方で、令和9年に退職所得を受ける方の氏名・退職所得を除いた所得見積額を記入

氏名	
受給者との続柄	

※扶養親族(16歳未満)およびE欄の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

E欄の記入については、14ページ「令和9年中に退職手当等を有する配偶者・扶養親族等がある方」をご覧ください。

〈支払者〉公立学校共済組合
〈法人番号〉8700150003179

①～③については、必ず記入してください。④～⑭については、該当する部分を記入・確認してください。

① 提出年月日 提出年月日を記入してください。

A 欄 受給者本人

② 氏名・代筆者氏名 (受給者との続柄)

受給者本人の氏名を記入し、受給者本人以外が記入している場合は、代筆者の氏名と受給者との続柄を記入してください。続柄の例：夫、妻、子、孫、施設職員、成年後見人など

③ 電話番号

日中連絡がつく電話番号または携帯電話の番号を記入してください。

④ 受給者本人の所得見積額

⇒ 12～14ページ

年間所得見積額が900万円超を超える場合は「900万円超える」に○をつけてください。

※900万円超の方は、配偶者控除 (老人配偶者控除) の適用を受けられません。

⑤ 障害者控除の要件 ⇒ 10・11ページ

前年の申告内容と変更がない場合でも、障害者控除の要件は必ず記入してください。

⑥ 寡婦・ひとり親控除の申告

⇒ 5ページ

前年の申告内容と変更がない場合でも、離別事由のいずれか1つに必ず○をつけてください。

B 欄 生計同一で所得見積額が95万円以下の配偶者が対象。

C 欄 生計同一で所得見積額が62万円以下の扶養親族等が対象。(19歳以上23歳未満は85万円以下の方が対象。)

⑦ フリガナ・氏名

記入または印字内容を確認してください。

⑧ 個人番号 (マイナンバー)

「申告済」の印字がある場合、記入は不要です。また、受給者本人の個人番号の記入は不要です。

⑨ 受給者との続柄

該当する続柄に○をつけてください。

「9 その他」に○をつけた場合は、カッコ内に受給者との続柄を記入してください。

⑩ 生年月日

元号に○をつけ、生年月日を記入してください。

生年月日の年・月・日が一桁の場合は、それぞれ右詰で記入し、先頭に「0」を記入してください。

例：昭和40年1月2日生まれ→「400102」

⑪ 扶養区分 ⇒ 7・8ページ

⑫ 住所

受給者本人と同居、別居または国外に居住されているか、該当する項目に○をつけてください。

別居・国外の場合は、D 欄 備考にその方の氏名・住所を記入してください。

※国外に居住の場合は、別途書類の提出が必要です。9ページをご覧ください。

⑬ 所得見積額 ⇒ 12～14ページ

⑭ 障害者控除の要件 ⇒ 10・11ページ

前年の申告内容と変更がない場合でも、障害者控除の要件は必ず記入してください。

2 記入・訂正の仕方、留意事項

- ・黒ボールペン等、消すことができない筆記用具を用いて、楷書体の分かりやすい文字で記入してください。
- ・訂正する場合は、該当部分を二重線で消し、正しい内容を記入してください。訂正印は不要です。
- ・印字されている配偶者や扶養親族等のうち、就職や死亡等により令和9年分について申告しない方がいる場合は、その方の欄全体を大きく×で消してください。

<訂正の場合>

昭和40年1月2日生まれ
に訂正する場合

☆ フリガナ	☆ 氏名	☆ 住所	☆ 所得見積額	☆ 扶養区分	☆ 障害者控除の要件	☆ 寡婦・ひとり親控除の申告	☆ 特別障害者
コウリツ	ハナコ	公立 一郎	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0

氏名の漢字表記を
訂正する場合

☆ フリガナ	☆ 氏名	☆ 住所	☆ 所得見積額	☆ 扶養区分	☆ 障害者控除の要件	☆ 寡婦・ひとり親控除の申告	☆ 特別障害者
コウリツ	公立 花子	公立 一郎	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0

<削除の場合>

☆ フリガナ	☆ 氏名	☆ 住所	☆ 所得見積額	☆ 扶養区分	☆ 障害者控除の要件	☆ 寡婦・ひとり親控除の申告	☆ 特別障害者
コウリツ	公立 一郎	公立 一郎	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0

- ・提出時点で亡くなられている方の申告はできないため記入しないでください。
- ・9ページに記載の提出書類を除き、書類 (付箋、手紙、文書、証明書等) は同封しないでください。
- ・控除要件を満たしていない場合、人的控除は適用されませんので、ご了承ください。

3 令和8年度税制改正による変更点

令和8年度の税制改正による、令和9年分の公的年金等にかかる主な変更点は以下のとおりです。

(1) 扶養親族等の所得要件の改正(5～8ページ参照)

扶養親族等の区分	改正後	改正前
・ひとり親の生計を同一にする子 ・同一生計配偶者 ・扶養親族	62万円以下	58万円以下
・配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超 95万円以下	58万円超 95万円以下

(2) ひとり親控除額の引き上げ(5ページ、15ページ参照)

ひとり親控除に該当する場合の人的控除額が32,500円(改正前：30,000円)に引き上げられました。

(3) 基礎的控除額の改正(15ページ参照)

受給者の年齢	その年中に支払を受ける公的年金等の額	改正後	改正前
65歳以上	163万円以下 (老齢基礎年金の受給権がない方は242万円以下)	支給年金額の月割額×25%+11万円 (18万円未満の場合は、18万円)	支給年金額の月割額×25%+10万5千円 (17万5千円未満の場合は、17万5千円)
	163万円超 (老齢基礎年金の受給権がない方は242万円超)		支給年金額の月割額×25%+10万円 (16万5千円未満の場合は、16万5千円)
65歳未満	213万円以下	支給年金額の月割額×25%+11万円 (14万円未満の場合は、14万円)	支給年金額の月割額×25%+10万5千円 (13万円未満の場合は、13万円)
	213万円超		支給年金額の月割額×25%+10万円 (12万5千円未満の場合は、12万5千円)

※このことにより、令和8年分の公的年金等の源泉徴収において、上表の改正後の基礎的控除額を用いて計算した1年分の税額と、すでに源泉徴収した税額との精算を行い、還付すべき金額が生じた場合は、令和8年12月定期支給時にその差額を還付することとなります。

(4) 給与所得控除額の改正(13ページ参照)

給与の収入金額	改正後	改正前
190万円以下	74万円	65万円
190万円超 220万円以下		その収入金額×30%+8万円

(5) 防衛特別所得税の創設及び復興特別所得税の引き下げ

防衛特別所得税が創設され、所得税を徴収する際に、防衛特別所得税(所得税の額の1%相当額)および復興特別所得税(所得税の額の1.1%(改正前：2.1%)相当額)を併せて徴収することとなりました。

合計税率(2.1%)に変更はありませんので、改正前後で、源泉徴収税額の計算方法に変更は生じません。

(6) 扶養親族等申告書の送付対象範囲の拡大

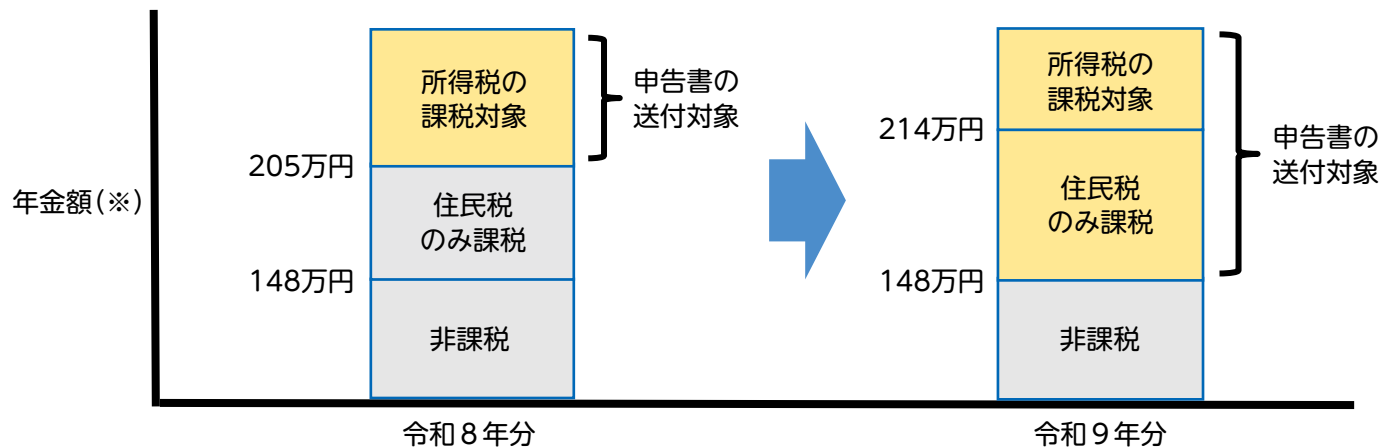
これまで所得税の源泉徴収の対象となる方を申告書の送付対象としていましたが、住民税の課税対象となり得る方にも申告書を送付することとなりました。

これにより、公立学校共済組合から支給する年金額が、65歳以上の方は148万円以上(※)、65歳未満の方は98万円以上の方に、申告書を送付しています。

住民税がかかるかどうかの基準(非課税限度額)は住所地によって異なります。詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

※老齢基礎年金の受給権がある方は71万円以上としています。

扶養親族等申告書の送付対象範囲拡大のイメージ（65歳以上の場合）



※年金額には老齢基礎年金相当額を含みます。

4 寡婦控除・ひとり親控除

A 欄

要件

「寡婦」「ひとり親」とは、受給者本人が現在婚姻をされていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、下表の条件に該当する方です。

受給者本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との離別事由(※2)	区分(※3)
500万円以下	男性	所得の見積額が62万円以下の生計を同一にする子(※1)がいる	死別・離婚・生死不明・未婚	ひとり親
	女性	所得の見積額が62万円以下の生計を同一にする子(※1)がいる	死別・離婚・生死不明・未婚	ひとり親
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦
		扶養親族がいない	死別・生死不明	

※1 「生計を同一にする」とは、日常の生活費等を共にすることをいいます。

就学、療養等のため別居している場合でも、生活費、学資金、療養費などを常を送金している場合は、生計を同一にするものとして取り扱われます。

・「子」は他の方の控除対象配偶者(同一生計配偶者)または他の方の扶養親族とされていない方に限られます。

※2 「死別」「離婚」は、死別後または離婚後に再婚をしていない方に限られます。

※3 寡婦控除、ひとり親控除のいずれも、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外です。

記入方法

寡婦控除・ひとり親控除の要件に該当し、申告する場合は、次のとおり記入をしてください。

(1) 該当する配偶者との離別事由に○をつけてください。

(2) 「1 寡婦」または「5 ひとり親」に○をつけてください。

<記入例>

寡婦・ひとり親 受給者の所得見積額は500万円以下	配偶者との離別事由(○は1つ)			
	1 死別	2 離婚	3 生死不明	4 未婚(ひとり親のみ)
寡婦		ひとり親		



「1 寡婦」または「5 ひとり親」に○の印字があり、印字の内容から変更がない場合でも必ず離別事由に○をつけてください。

※「寡婦・ひとり親控除(住民税のみ該当)」については、14ページ(令和9年中に退職手当等を有する配偶者・扶養親族等がいる方)をご覧ください。

5 控除対象となる配偶者

B 欄

要件

受給者本人と同居・別居を問わず、生計を同一にする配偶者^(※1)のうち、下表(内の部分)の要件に該当する場合は、年金からの配偶者控除等の対象となります。

受給者本人の 所得見積額	配偶者の 所得見積額	0円～62万円	62万円超 95万円以下	95万円超
900万円以下		・配偶者控除 ・老人配偶者控除(70歳以上) ・障害者控除^(※2)	配偶者特別控除	
900万円超		障害者控除 ^(※2・※3・※4)		控除対象外 ^(※4)

- ※1 「生計を同一にする」とは、日常の生活費等を共にすることをいいます。
就学、療養等のため別居している場合でも、生活費、学資金、療養費などを常送金している場合は生計を同一にするものとして取り扱われます。
- ・「配偶者」とは、民法の規定による配偶者であり、内縁の夫・妻は、配偶者控除の対象となりません。
また、青色事業専従者として給与の支払を受ける方および白色事業専従者を除きます。
- ※2 障害者控除については、8 障害者控除(10・11ページ)をご覧ください。
- ※3 受給者本人の所得見積額が900万円超、配偶者の所得見積額が62万円以下の場合、配偶者控除については、年金からの控除対象になりませんが、配偶者が障害者に該当する場合は、障害者控除の対象となります。
- ※4 一定の要件に該当する場合は、確定申告を行うことで配偶者控除等の適用を受けられる場合があります。
詳しくは、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

記入上の注意

扶養区分

70歳以上(生年月日が昭和33年1月1日以前の方)の控除対象となる配偶者で、所得見積額が62万円以下に該当する場合、「老人」に○をつけてください。

住 所

「1 同居」「2 別居」「3 国外」のいずれかに○をつけてください。
・「2 別居」「3 国外」に○をつけた場合は、D 欄にその方の氏名および住所を記入してください。
⇒ 「3 国外」に○をつけた場合は、「親族関係書類」の提出が必要です。
「7 国外に居住する控除対象となる配偶者または扶養親族等(9ページ)」をご覧ください。

所得見積額

該当する所得見積額の区分に○をつけてください。
・前年(令和8年分)の申告において、所得見積額が0円～58万円と申告された方は、「0円～62万円」に○を印字しています。
・配偶者の方で「62万円超95万円以下」に○をつけた場合は、<記入例>のように所得見積額の金額も記入してください(地方税法により申告が必要なため)。

<記入例>

☆ 所得 見積額	0円～ 62万円	95万円超	85 80 万円
	62万円超 95万円以下	所得見積金額も 記入してください	

⇒ 「9 所得見積額の計算方法(12～14ページ)」をご覧ください。

障害者控除

⇒ 「8 障害者控除(10・11ページ)」をご覧ください。

個人番号

「申告済」の印字がある場合、記入は不要です。また、記載がないことをもって、申告書を受理しないということはありません。

6 控除対象となる扶養親族等

C 欄

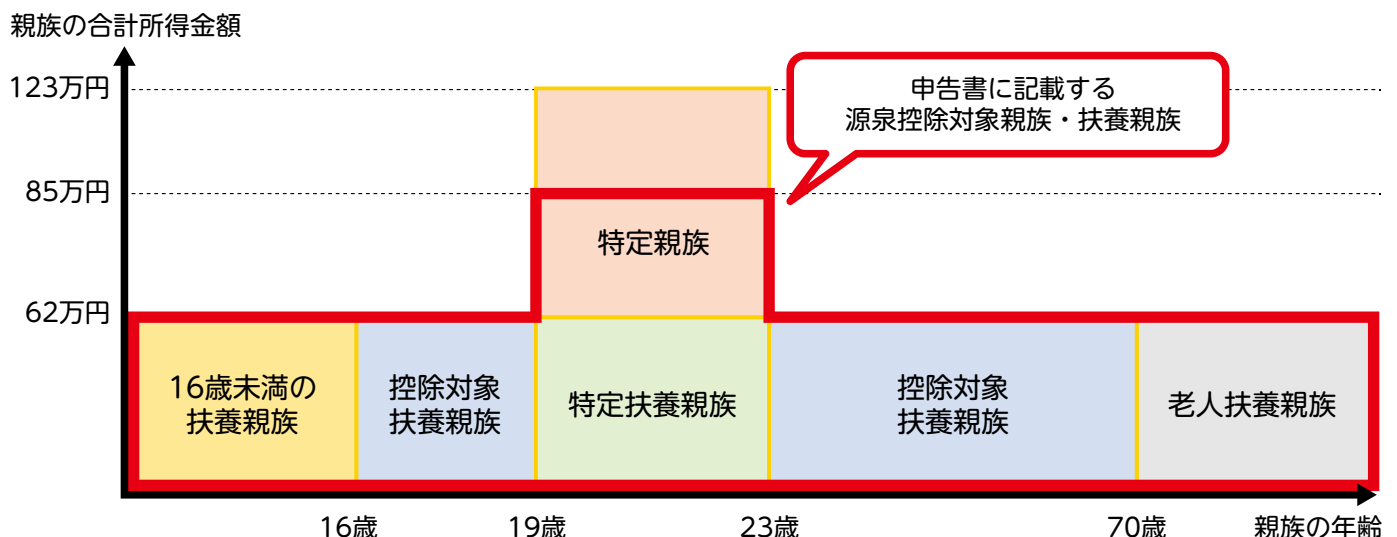
要件

受給者本人と同居・別居を問わず、生計を同一にする配偶者以外の親族^(※1)のうち、下表の要件に該当する場合は、扶養控除等の対象となります。

扶養区分		扶養親族等の所得見積額	扶養親族等の年齢	受けられる控除
源泉控除対象親族	控除対象扶養親族	62万円以下	16歳以上の方 (生年月日が平成24年1月1日以前の方)	・扶養控除 ・障害者控除 ^(※3)
	老人扶養親族		70歳以上の方 (生年月日が昭和33年1月1日以前の方)	
	特定扶養親族		19歳以上23歳未満の方 (生年月日が平成17年1月2日～平成21年1月1日の方)	
	特定親族	62万円超 85万円以下	19歳以上23歳未満の方 (生年月日が平成17年1月2日～平成21年1月1日の方)	特定親族特別控除 ^(※4)
16歳未満の扶養親族 ^(※2)		62万円以下	16歳未満の方 (生年月日が平成24年1月2日以降の方)	障害者控除 ^(※3)

- ※1 「生計を同一にする」とは、日常の生活費等を共にすることをいいます。
就学、療養等のため別居している場合でも、生活費、学資金、療養費などを常送金している場合は、生計を同一にするものとして取り扱われます。
- ・「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族のことをいいます。
また、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子、老人福祉法の規定により養護を委託された老人の方も含まれます。
なお、青色事業専従者として給与の支払を受ける方および白色事業専従者を除きます。
- ・他の方の控除対象配偶者(同一生計配偶者)または他の方の扶養親族等とされていない方に限られます。
- ※2 16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象にはなりませんが、地方税法により申告が必要となります。
C欄に必要事項を記入してください。
- ※3 障害者控除については、「8 障害者控除(10・11ページ)」をご覧ください。
- ※4 特定親族の所得見積額が85万円超の場合、年金からの控除対象となりません。
特定親族の所得見積額が85万円超123万円以下の場合は、確定申告を行うことで特定親族特別控除の適用を受けられる場合があります。
詳しくは、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

【参考：申告書に記載する親族の範囲】



記入上の注意

受給者との 続柄

- 「3 子」または「9 その他」に○をつけてください。
- ・続柄は、受給者本人から見た関係です。
 - ・「9 その他」に○をつけた場合は、受給者から見た続柄（母、孫、弟など）をカッコ内に記入してください。

扶養区分

- 次に該当する場合、○をつけてください。
- ・70歳以上（生年月日が昭和33年1月1日以前の方）の老人扶養親族の方は、「老人」に○をつけてください。
 - ・19歳以上23歳未満（生年月日が平成17年1月2日～平成21年1月1日の方）の特定扶養親族または特定親族の方は、「特定」に○をつけてください。

住 所

- 「1 同居」「2 別居」「3 国外」のいずれかに○をつけてください。
- ・「2 別居」「3 国外」に○をつけた場合は、D欄にその方の氏名および住所を記入してください。
- ＜記入例＞
- 「2 別居」の場合
- D欄 備考**
B欄・C欄に記載した方の住所が「2 別居」「3 国外」の場合は、その方の氏名・住所を記入

公立 京子
東京都 ○○区 △△町/2-345 □□ホーム
- ⇒ 「3 国外」に○をつけた場合は、「親族関係書類」の提出が必要です。
- 「7 国外に居住する控除対象となる配偶者または扶養親族等(9ページ)」をご覧ください。
- ・年齢が30歳～69歳（生年月日が昭和33年1月2日～平成10年1月1日の方）の国外に居住する扶養親族については、以下のいずれかに該当する場合に限り扶養控除等を適用できます。
- ①留学のため国内に住所および居所を有しなくなった。
 - ②障害者に該当する。
 - ③受給者本人から、令和9年において生活費または教育費に充てる年間38万円以上の送金を受ける見込みがある。
- ⇒ ①に該当する場合は「4 留学」に、③に該当する場合は「5 年38万円以上送金」に○をつけてください。
- ・「4 留学」の場合には、「親族関係書類」のほかに「留学ビザ等書類」も必要です。

所得見積額

- 該当する所得見積額の区分に○をつけてください。
- ・前年（令和8年分）の申告において、扶養親族として登録されている方は、「0円～62万円」に○を印字しています。
- ⇒ 「9 所得見積額の計算方法(12～14ページ)」をご覧ください。

障害者控除

- ⇒ 「8 障害者控除の申告(10・11ページ)」をご覧ください。

個人番号

「申告済」の印字がある場合、記入は不要です。また、記載がないことをもって、申告書を受理しないということはありません。

扶養親族等が4人以上おり、申告書のC欄に書ききれない場合

公立学校共済組合のホームページ(下記参照)から申告書の追加用紙をダウンロードしてください。

トップページ(<https://www.kouritu.or.jp>) → 年金受給者(待機者)向け手続き
→ 年金Q&A 扶養親族等申告書について をクリック

追加用紙のダウンロードが難しい場合は、任意の用紙に年金受給者の氏名、年金証書番号、書ききれなかった親族の方の必要事項(漢字氏名、フリガナ、受給者との続柄、生年月日、住所、所得見積額等)を記入し、申告書と併せて提出してください。



7 国外に居住する控除対象となる配偶者または扶養親族等

B 欄

C 欄

国外に居住する控除対象となる配偶者および扶養親族等(以下「非居住者^(注)」といいます。)]について、配偶者(特別)控除、扶養控除または障害者控除の適用を受ける場合、必要な提出書類があります。

《提出書類および記入方法》をご確認ください。

- (注) ・「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有していない方をいいます。
 ・16歳未満の方についても、地方税法により親族関係書類の提出が必要です。
 ・令和9年12月31日時点で引き続いて1年以上国外に居住している場合は、非居住者になります。
 ・令和9年中に帰国される予定の場合は、日本国内の居住として申告してください。

《提出書類および記入方法》(住所欄の「3 国外」に○を付けた方が対象です)

非居住者に該当する者			提出書類	申告書の「住所」欄等への記入方法
控除対象となる配偶者			《親族関係書類》	—
扶養親族等	29歳以下または70歳以上		《親族関係書類》	—
	30歳 ～ 69歳	a 留 学	《親族関係書類》	「住所」欄の「4 留学」に○をつける (8ページ参照)
			《留学ビザ等書類》	
		b 障害者	《親族関係書類》	「障害者控除の要件」欄および「障害区分」欄を記入
		c 年38万円以上の送金を受けている者	《親族関係書類》	「住所」欄の「5 年38万円以上送金」に○をつける (8ページ参照)
		d a～c以外	控 除 対 象 外	

提出書類については、申告の都度、提出が必要です。

《親族関係書類》 下表の(1)または(2)のいずれかの書類を添付してください。

(1)	次の①、②の書類を両方提出してください。片方のみでは控除を受けることができません。 ① 戸籍の附票の写しなど日本国または地方公共団体が発行した書類(原本)で、非居住者が受給者本人の親族であることを証するもの ② 非居住者の旅券(パスポート)のコピー ⇒ 氏名、生年月日などが記載されている身分事項ページ(顔写真が記載されているページ)
(2)	外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(原本)で、非居住者が受給者本人の配偶者または親族であることを証するもの ・ 非居住者の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります。 ・ 日本語の翻訳文も併せて必ず提出してください。

《留学ビザ等書類》

「留学ビザ等書類」とは、外国政府または外国の地方公共団体が発行した留学による在留者であることを証明する書類のことをいいます。下表の(1)または(2)のいずれかの書類を添付してください。

(1)	外国における査証(ビザ)に類する書類の写し、および日本語の翻訳文
(2)	外国における在留カードに相当する書類の写し、および日本語の翻訳文

国外に居住する扶養親族等が控除対象となる要件は、下の図の塗りつぶし部分に該当する場合です。

国 外 に 居 住 す る 扶 養 親 族 等			
0歳～29歳 生年月日が 平成10年1月2日以降の方		30歳～69歳(生年月日が昭和33年1月2日～平成10年1月1日の方)	70歳以上 生年月日が 昭和33年1月1日以前の方
		留学 障害者 年38万円以上の送金(親族ごとの送金額です) ※ 受給者本人から令和9年において生活費または教育費に充てる年間38万円以上の送金を受ける見込みである者をいいます。	
0歳	30歳		70歳

<記入例>

☆ 住所	84 1 同居 2 別居 3 国外	☆ 所得 見積額 0円～62万円 62万円超 85万円以下 85万円超	共有使用欄 85
	30～69歳のとき 4 留学 5 年38万円以上送金		

D 欄 備考

B欄・C欄に記載した方の住所が「2 別居」「3 国外」の場合は、その方の氏名・住所を記入

公立 一郎
アメリカ合衆国 ○○州 △△12-345 □□アパート 678号

8 障害者控除

A 欄

B 欄

C 欄

下の図をご覧ください、受給者本人または所得見積額が62万円以下の生計を同一にする配偶者や扶養親族等が、障害者控除の要件に該当するかご確認ください。

下の図において①～⑧のいずれかに該当する場合は、障害者控除を受けることができます。

- ！ 障害区分に○の印字があり、印字の内容から変更がない場合でも、必ず障害者控除の要件は記入してください。
- 要介護(要支援)認定を受けている方であっても、下記①～⑧のいずれかに該当していなければ、障害者控除の対象とはなりません。また、障害年金を受給されている方、各種医療受給者証等を受けている方も同様です。

スタート

身体障害者手帳が交付されている

はい

次ページ
①身体手帳へ

いいえ

精神障害者保健福祉手帳が交付されている

はい

次ページ
②精神手帳へ

いいえ

児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医により、**知的障害者と判定されている**(または療育手帳の交付を受けている)

はい

次ページ
③療育(手帳)へ

いいえ

戦傷病者手帳が交付されている

はい

次ページ
④戦傷手帳へ

いいえ

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により
厚生労働大臣から認定証の交付を受けている

はい

次ページ
⑤原爆認定へ

※被爆者健康手帳の保有または健康管理手当の支給のみでは対象になりません

いいえ

成年後見制度における成年被後見人である

はい

次ページ
⑥に該当へ

いいえ

精神上的の障害のため物事のよしあしを区別することができないか、
できるとしてもそれによって行動することができない状態にあると
医師の診断書により証明されている(成年被後見人に相当する状態の方)

はい

いいえ

令和9年12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって、
身体の障害により寝たきりの状態で複雑な介護を必要とする
(介護を受けなければ排便等をすることができない程度の状態にあると認められる方)

はい

次ページ
⑦に該当へ

いいえ

65歳以上の方で、お住まいの市町村から
「障害者控除対象者認定書」が交付されている

はい

次ページ
⑧控除認定書へ

いいえ

障害者控除の適用はありません

※具体的なケースでの判断は、税務署へお問い合わせください。

障害者控除の要件		障害の基準・状態	障害区分	
			1 普通障害	2 特別障害
①	身体手帳	『身体障害者手帳』に身体上の障害がある方として記載されている方	障害等級が 3級～6級 の方	障害等級が 1級 または 2級 の方
②	精神手帳	精神に障害がある方で『精神障害者保健福祉手帳』の交付を受けている方	障害等級が 2級～3級 の方	障害等級が 1級 の方
③	療育(手帳)	・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医により、知的障害者と判定された方 ・『療育手帳(みどり・愛・愛護など)』の交付を受けている方	中度 または 軽度 と判定された方 (療育手帳の障害程度が B・B1・B2・C の方、愛の手帳が 3～4度 の方)	重度 と判定された方 (療育手帳の障害程度が A・A1・A2 の方、愛の手帳が 1～2度 の方)
④	戦傷手帳	『戦傷病者手帳』の交付を受けている方	右の程度以外 の方	障害程度が恩給法別表1号表の2の特別項症から第三項症までの方
⑤	原爆認定	原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣から認定証の交付を受けている方 ※被爆者健康手帳の保有または健康管理手当の支給のみでは対象になりません		該当するすべての方が 特別障害に該当
⑥	⑥に該当	・成年後見制度における 成年被後見人 の方 ・精神上的の障害のため物事のよしあしを区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にあると医師の診断書により証明されている方 (成年被後見人に相当する状態の方)		
⑦	⑦に該当	令和9年12月31日時点で引き続き 6か月以上 にわたって、 身体上の障害により寝たきりの状態 で、複雑な介護を必要とする方(介護を受けなければ排便等をすることができない状態にあると認められる方)		
⑧	控除認定書(障害者)又は控除認定書(特別障害者)	年齢65歳以上 で、市町村長や福祉事務所長等から、上記①、③または⑥に準ずる障害があると認定され、『 障害者控除対象者認定書 』を交付されている方	障害者と認定され、以下のいずれかに該当する方 ① 知的障害者(軽度・中度)に準ず ② 身体障害者(3級～6級)に準ず	特別障害者と認定され、以下のいずれかに該当する方 ① 知的障害者(重度)に準ず ② 身体障害者(1級・2級)に準ず ③ 寝たきり

記入方法

(1) 「障害者控除の要件」を記入してください

身体・精神のいずれかの手帳の交付を受けている方、または**療育(手帳)**に該当する方

▶ 該当する手帳等の種類に○をつけ、手帳等の「等級」または「障害の程度」を記入してください。

戦傷手帳の交付を受けている方

▶ 「戦傷」に○をつけ、D欄に戦傷病者手帳の「障害の程度」を記入してください。

原爆認定、⑥に該当、⑦に該当、控除認定書(障害者・特別障害者)に該当する方

▶ 該当する要件に○をつけてください。

※ 提出の際、**障害の程度を示す書類(障害者手帳や診断書のコピーなど)**の添付は必要ありません。

(2) 「障害区分」に○をつけてください

上の表を参考に「1 普通障害」「2 特別障害」のいずれかに○をつけてください。

<記入例>

障害等級3級の身体障害者手帳が交付されている場合

障害者控除の要件	身体手帳	精神手帳	療育(手帳)	戦傷手帳	障害区分
	3級	級	度		
原爆認定	⑥に該当	⑦に該当	控除認定書(障害者)	控除認定書(特別障害者)	
※ 控除認定書は65歳以上の方に交付					

障害区分に○の印字があり、印字の内容から変更がない場合でも、**必ず障害者控除の要件は記入してください。**

9 所得見積額の計算方法

A 欄

B 欄

C 欄

所得見積額とは、その年(令和9年1月1日～令和9年12月31日)の各種収入金額から控除額等を差し引いた金額の合計額のことであり、所得の種類^(※1)ごとに計算方法が異なります。

主な所得の計算方法は、(1)～(4)のとおりです。

複数の種類の収入がある場合は、種類ごとの所得見積額を計算し合計してください。

具体的な計算方法は、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

※1 所得税法上は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得および雑所得の10種類です。

(1) 収入が公的年金等の場合(雑所得)

$$\text{「公的年金等に係る雑所得の金額」} = \text{「その年に受け取る年金額」} - \text{「公的年金等控除額」}$$

(所得見積額) (収入見込額) (下表参照)

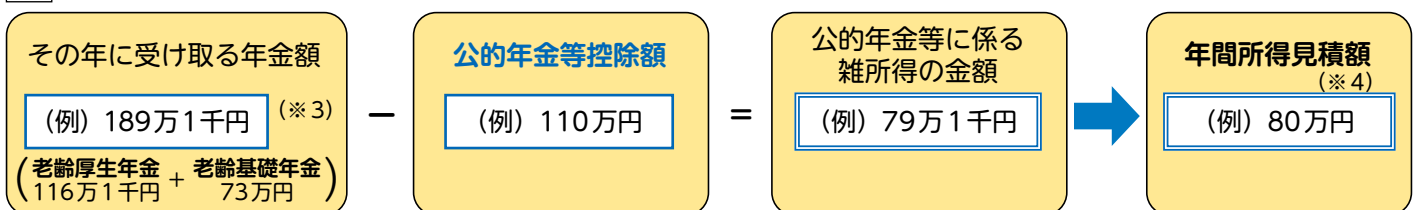
- ① 公的年金等とは、厚生年金、国民年金、共済年金、恩給、厚生年金基金、国民年金基金、個人型・企業型の確定拠出年金などです。
- ② その年に受け取る年金額は、当共済組合から支給する年金のほか、日本年金機構から支給される老齢基礎年金等、全ての公的年金等の合計額です。
- ③ 障害または遺族を給付事由とする年金は、非課税所得のため、その年に受け取る年金額には含みません。

● 公的年金等控除額は、下表のように年齢と受け取る年金額に応じて異なります。^(※2)

年齢	その年に受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
65歳以上 (昭和38年1月1日以前生まれ)	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円
65歳未満 (昭和38年1月2日以後生まれ)	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円

※2 年金額が410万円を超える場合や、公的年金等以外の所得が1,000万円を超える場合の公的年金等控除額については、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

例 65歳以上(昭和38年1月1日以前生まれ)の方で収入が公的年金等のみ(老齢厚生年金116万1千円・老齢基礎年金73万円)の場合



※3 ・老齢(退職)を給付事由とする年金の合計額です(老齢基礎年金も含まれます。)
・介護保険料等の社会保険料が年金から徴収されている場合は、保険料を差し引く前の額になります。

※4 所得見積額の金額がマイナスとなった場合は、0万円となります。万円未満は切り上げです。

参考：申告書のB欄またはC欄にかかる所得見積額の早見表・記入例(収入が公的年金等のみの場合)

(注)収入見込額には、老齢基礎年金等の当共済組合以外から支給される全ての公的年金等を含みます。

B 欄の記入方法(配偶者が65歳以上の場合)	
収入が公的年金等のみの場合	記入方法
172万円以下	「0円～62万円」に○をつけてください
172万円超 205万円以下	「62万円超95万円以下」に○をつけ、上記(1)を参考に計算した所得見積額の金額を記入してください
205万円超	控除対象外のため申告できません

<記入例>

C欄の記入方法(親族が65歳以上の場合)	
収入が公的年金等のみの場合	記入方法
172万円以下	「0円～62万円」に○をつけてください
172万円超	控除対象外のため申告できません

<記入例>

☆ 所得見積額

0円～62万円 (○)

62万円超 85万円以下

85万円超

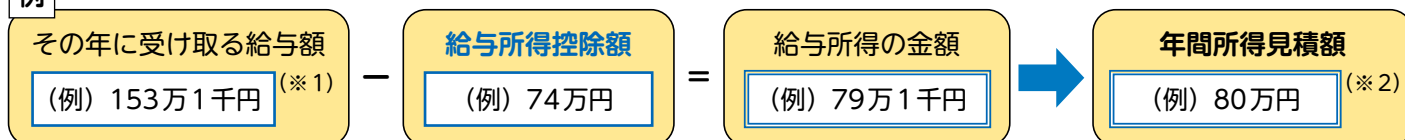
(2) 収入が給与の場合(給与所得)

「給与所得の金額」＝「その年に受け取る給与額」－「給与所得控除額」
 (所得見積額) (収入見込額) (下表参照)

● 給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

その年の給与の収入金額(B)	給与所得控除額
220万円以下	74万円
220万円超 360万円以下	(B)×30%+8万円
360万円超 660万円以下	(B)×20%+44万円
660万円超 850万円以下	(B)×10%+110万円
850万円超	195万円

例



※1 社会保険料等が徴収されている場合は、社会保険料等を差し引く前の額になります。

※2 所得見積額の金額がマイナスとなった場合は、0万円となります。万円未満は切り上げです。

参考：申告書のB欄またはC欄にかかる所得見積額の早見表・記入例(収入が給与のみの場合)

B欄の記入方法(配偶者)	
収入が給与のみの場合	記入方法
136万円以下	「0円～62万円」に○をつけてください
136万円超 169万円以下	「62万円超95万円以下」に○をつけ、上記(2)を参考に計算した所得見積額の金額を記入してください
169万円超	控除対象外のため申告できません

<記入例>

☆ 所得見積額

0円～62万円 (○)

62万円超 95万円以下

95万円超

所得見積金額も記入してください

☆ 所得見積額

0円～62万円

62万円超 95万円以下 (○)

95万円超

所得見積金額も記入してください

80

C欄の記入方法(親族)	
収入が給与のみの場合	記入方法
136万円以下	「0円～62万円」に○をつけてください
136万円超(注)	控除対象外のため申告できません
(注) 19歳以上23歳未満に限り、収入見込額が136万円超であっても、159万円以下であれば、申告できます。	「62万円超85万円以下」に○をつけてください

☆ 所得見積額

0円～62万円 (○)

62万円超 85万円以下

85万円超

☆ 所得見積額

0円～62万円

62万円超 85万円以下 (○)

85万円超

(3) 収入が公的年金等と給与の場合(雑所得+給与所得)

公的年金等の所得見積額と給与の所得見積額をそれぞれ計算し、合算した所得見積額を申告しますが、以下に該当する場合は、給与の所得見積額から「所得金額調整控除」の額を控除できます。

● 公的年金等所得見積額と給与所得見積額の合計額が10万を超える場合

「所得金額調整控除額」＝「年金所得見積額^(※)」＋「給与所得見積額^(※)」－10万円

※ 10万円を超える場合は10万円

(例) 65歳以上の方(昭和38年1月1日以前生まれ)で、

1年間に受け取る年金の合計額が180万円であり、かつ給与収入が100万円である場合。

ア 年金所得見積額：(年金額180万円)－(公的年金等控除額110万円)＝70万円

イ 給与所得見積額：(給与額100万円)－(給与所得控除額 74万円)＝26万円

ウ 所得金額調整控除額：(年金所得見積額の上限10万円)＋(給与所得見積額の上限10万円)－10万円＝10万円

合計の年間所得見積額⇒ (ア 70万円)＋(イ 26万円)－(ウ 10万円)＝86万円

注 給与収入が850万円を超え、受給者本人が特別障害者等に該当する場合は、上記とは異なる所得金額調整控除を受けられる場合があります。詳細は、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

(4) 収入が退職手当(一般退職手当等)の場合(退職所得)

「退職所得の金額」＝(「一般退職手当等の収入金額」－「退職所得控除額」)×1/2
(所得見積額) (収入見込額) (下表参照)

退職所得の金額は退職手当の区分によって計算方法が異なります。「一般退職手当等」は、「短期退職手当等(役員等以外の者として勤務した勤続年数が5年以下。)」および「特定役員退職手当等(役員等として勤務した勤続年数が5年以下。)」に該当しない退職手当をいいます。退職手当が「一般退職手当等」以外の場合の計算方法等については、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。

勤続年数 ^(※1)	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 ^(※2)
20年を超える	800万円＋70万円×(勤続年数－20年)

※1 勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算します。

・長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。

※2 退職所得控除額が80万円に満たない場合は、退職所得控除額は80万円となります。

令和9年中に退職手当等を有する配偶者・扶養親族等がいる方

住民税では、配偶者等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

令和9年中に退職手当等の収入を受ける見込みのある配偶者または扶養親族等がいる方で、退職所得を除いた所得見積額が下表に該当する場合には、住民税において配偶者控除等の適用となるため、B欄またはC欄およびE欄に記入してください。

※ 配偶者または扶養親族等が令和9年中に退職手当等を受ける見込みがない場合は、E欄の記入は必要ありません。

※ 住民税に関する照会は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

令和9年中に退職手当等を受ける者	B欄・C欄の所得見積額 (所得税の控除対象外)	B欄・C欄の所得見積額から 退職所得を除いた金額 (住民税の控除対象)	申告書への記入方法
配偶者	95万円超	95万円以下	B欄・E欄に必要事項を記入
扶養親族	62万円超	62万円以下	C欄・E欄に必要事項を記入
特定親族	85万円超	62万円超85万円以下	C欄・E欄に必要事項を記入

A欄の「寡婦・ひとり親(住民税のみ該当)」の記入について

令和9年中に退職手当を受ける見込みのある扶養親族等(退職所得を除いた所得見積額が62万円以下(19歳以上23歳未満に限り85万円以下)である)がいる方で、受給者本人が寡婦・ひとり親に該当する(受給者の所得見積額が500万円以下である)場合は、C欄およびE欄の記入と併せてA欄の「寡婦・ひとり親(住民税のみ該当)」欄にも○をつけてください。

10 源泉徴収税額

源泉徴収税額は、定期支給期ごとに計算します。

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{定期支給期の支給年金額}^{(\ast 1)} - \text{控除額}^{(\ast 2)}) \times 5.105\%^{(\ast 4)}$$

- ※ 1 65歳以上の方で、「介護保険料」「国民健康保険料(税)」「後期高齢者医療制度の保険料」が年金から徴収されている場合、「定期支給期の支給年金額」は、各々の保険料を差し引いた後の額になります。
- ※ 2 ・老齢基礎年金の受給対象となる方
(退職共済年金または老齢厚生年金を受給されている方、繰上支給の退職共済年金または繰上支給の老齢厚生年金を受給されている方)
控除額 = (基礎的控除額(表1) + 人的控除額^(※3)(表2) - 47,500円) × 2カ月
・上記以外の方
控除額 = (基礎的控除額(表1) + 人的控除額^(※3)(表2)) × 2カ月
- ※ 3 この申告書を提出しない場合、または「人的控除」がない場合は、「人的控除額」がない計算式となります。
- ※ 4 所得税の税率は一律5.105%となります。税率(5.105%)は、所得税率(5%)に防衛特別所得税率及び復興特別所得税率を加算したものです。
なお、老齢厚生年金を受給されている方で、「定期支給期の支給年金額 - 控除額」が月額162,500円を超える部分の税率は10.21%となります。

〔表1〕

	受給者の年齢	基礎的控除額(月額)
基礎的控除	65歳以上 (昭和38年1月1日以前生まれ)	支給年金額の月割額 × 25% + 11万円 (18万円未満の場合は、18万円)
	65歳未満 (昭和38年1月2日以後生まれ)	支給年金額の月割額 × 25% + 11万円 (14万円未満の場合は、14万円)

〔表2〕「人的控除額」は下表の①～⑤により求めた額の合計です。

	区 分	内 容	控除額(月額)
人的控除	受給者本人にかかる控除	① 障害者に該当する場合	普通障害者
			特別障害者
		② 寡婦またはひとり親に該当する場合	寡婦
			ひとり親
	配偶者および扶養親族等にかかる控除	③ 源泉控除対象配偶者がいる場合	配偶者控除・配偶者特別控除
			老人控除対象配偶者(70歳以上)
		④ 源泉控除対象親族がいる場合(16歳以上)	控除対象扶養親族
			老人扶養親族(70歳以上)
			特定扶養親族(19歳以上23歳未満)
			特定親族(19歳以上23歳未満)
		⑤ 同一生計配偶者または扶養親族等が障害者に該当する場合	普通障害者
			特別障害者
			同居特別障害者

11 お問い合わせ先のご案内

国税庁(税についての相談窓口)

税に関する全般的なことや、所得見積額の詳しい計算方法等については、税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページ等をご確認ください。なお、右の二次元コードから税務署の電話相談センターのWebサイトへ接続しますので、ご利用ください。



当共済組合の扶養親族等申告書に関するQ & A等

Q&Aを当共済組合のホームページに掲載しています。右の二次元コードからWebサイトへ接続しますので、ご利用ください。



🖥️ [トップページ\(https://www.kouritu.or.jp\)](https://www.kouritu.or.jp) → 年金受給者(待機者)向け手続き
→ 年金Q & A 扶養親族等申告書について をクリック👉

公立学校共済組合本部 年金相談窓口

☎ **03-5259-1122**

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分

- ・お問い合わせの際は、「年金証書番号」と「氏名」をお知らせください。
- ・扶養親族等申告書の送付直後および年金支給日の前後は電話が大変込み合い、お待たせする場合がございます。

各支部の年金相談窓口

●月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) ●午前9時～12時・午後1時～5時

支部名	電話番号
北海道	011-204-5889
青森	017-735-3263
岩手	019-653-1547
宮城	022-211-3094
秋田	018-860-5232
山形	023-625-0123
福島	024-521-7803
茨城	029-301-6366
栃木	028-623-3440
群馬	027-226-4570
埼玉	048-830-6688 048-830-6689
千葉	043-223-4116
東京	03-5320-6828
神奈川	045-641-7712
新潟	025-283-5119 025-283-5103

支部名	電話番号
富山	076-444-2300
石川	076-225-1848
福井	0776-20-0561
山梨	055-223-1746
長野	026-234-5770 026-235-7445
岐阜	058-272-8897
静岡	054-221-3623
愛知	052-951-8470
三重	059-229-0722
滋賀	077-528-4553
京都	075-451-1070
大阪	06-6944-2088
兵庫	078-362-3767
奈良	0742-22-1149
和歌山	073-423-6620 073-499-7146

支部名	電話番号
鳥取	0857-26-7956
島根	0852-22-6284
岡山	086-226-7605
広島	082-513-4959
山口	083-933-4581
徳島	088-621-3182
香川	087-832-3795
愛媛	089-941-5393
高知	088-821-4813
福岡	092-641-4967
佐賀	0952-29-7524
長崎	095-894-3344
熊本	096-333-2680
大分	097-506-5479
宮崎	0985-26-7243
鹿児島	099-286-5207
沖縄	098-866-2066

扶養親族等申告書の再交付自動受付サービスのご案内(24時間受付・年中無休)

☎ **03-5259-8852**

受付期間：令和8年10月14日～令和9年2月20日
24時間対応の自動音声による受付です。

扶養親族等申告書の再交付のご依頼を専用電話(自動音声によるご案内)により受け付けるサービスです。あらかじめ「年金証書番号」をご確認の上、ご利用ください。